最終更新日：2026年11月27日

株式会社テリロジーホールディングス

代表取締役社長　鈴木　達
問合せ先：取締役副社長執行役員グループ経営本部長　廣谷　慎吾
証券コード：5133
https://www.terilogy-hd.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業の重要課題であると認識しており、経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持向上に努めるべく諸施策に取り組んでまいります。

1．経営の意思決定機関である取締役会は月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時の取締役会を開催し、機動的且つ迅速な意思決定を行っております。

2．監査役会設置会社であり、常勤監査役は取締役会（月1回の定例取締役会及び臨時取締役会）、経営会議（毎週1回開催）には出席もしくは議事録を確認することを基本とし、さらにその他の社内の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっております。
また、会計監査人との連携を密にし、監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。

3．社長直属の内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき監査を実施しております。また、内部監査の結果について監査役、会計監査人との連携のもと業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与しております。

4．重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、毎月2回開催されるコンプライアンス委員会で協議の上、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載を行っております。

【原則1－2．株主総会における権利行使】
当社は従来より、国内投資家の利便性向上のため議決権の電子行使を可能とするなど、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を進めてまいりました。また、株主総会については集中日を避けて開催するよう努めております。
一方、有価証券報告書については株主総会開催日に提出していることから、株主総会前の情報提供の更なる充実に向け、提出時期の見直しを含めた対応を検討してまいります。

【原則1－4（2）政策保有株式】
当社は、政策保有株式に係る議決権の行使に当たり、投資先企業の状況や各議案の内容を踏まえ個別に判断しております。しかしながら、議決権行使に関する具体的な判断基準については開示しておりません。今後は、政策保有株式の保有目的との整合性や投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を踏まえた判断基準の整備及び開示について検討してまいります。

【原則2－2．社内の多様性の確保】
当社グループは、管理職への登用等において、性別・国籍・採用経緯等の区別はしておらず、意欲と能力のある従業員が平等に管理職登用への機会を得られるような人事評価制度を整備しております。
現在、女性、外国人、中途採用者の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりませんが、今後、当社グループの人員構成や事業特性を踏まえ、現状の把握を進めた上で、必要に応じて目標設定を検討してまいります。引き続き、従業員が最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に努め、意欲と能力のある従業員を育成し、適性のある人材を管理職として登用してまいります。
また、有価証券報告書において、人材育成の方針や社内環境整備の方針及び関連指標等を記載しております。

【原則3－2．英文開示】
当社の現状において、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いことから、株主総会招集通知等の英文開示は実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の比率の動向等を踏まえ、重要な開示資料の英文開示について、合理的な範囲で採用の要否を判断してまいります。

【原則4－3（1）．取締役会の役割・責務III：経営陣・取締役に対する実効的な監督①】
当社取締役会は、会社の業績、経営課題への対応状況及び職務遂行状況等を踏まえ、経営陣の人事について審議しております。
また、代表取締役社長の後継者計画については、取締役会がその策定・運用に関与するとともに、後継者候補の育成状況を確認・監督しております。
代表取締役社長がその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、取締役会において十分な審議を行い、適時・適切に対応することとしております。一方、代表取締役社長の解任に係る客観性・適時性・透明性を一層確保するための具体的な手続については、引き続き検討を進めてまいります。

【原則4－7．任意の仕組みの活用】
現在、当社取締役5名のうち独立社外取締役は1名であり、任意の指名委員会及び報酬委員会は設置しておりません。一方、取締役の指名・報酬等の重要な事項については、独立社外取締役及び社外監査役から適宜意見・助言を得ており、経営陣に対する監督機能の確保に努めております。今後、当社の規模や取締役会の構成等を踏まえ、独立性・客観性及び説明責任を一層強化するための仕組みについて検討してまいります。

【原則４－10．独立社外取締役の数の確保】
当社が選任しております独立社外取締役1名は、弁護士及び公認会計士の資格を有し、自ら会社経営に携わる一方で複数の会社において社外取締役を兼任しており、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての役割・責務を十分に果たしております。
一方、当社は独立社外取締役を2名以上選任するには至っておりません。今後は、当社の事業特性や取締役会の構成等を踏まえ、独立役員の要件を満たす適任者の選定を継続してまいります。

【原則４－12．独立社外取締役の機能発揮】
当社は、独立社外取締役が1名であることから、独立社外取締役間の情報交換・認識共有を目的とする会合は設置しておりません。現任の独立社外取締役は、必要に応じて経営陣及び監査役との間で情報交換・意見交換を行っております。今後、独立社外取締役が複数となった場合には、独立社外取締役間の情報共有及び連携の在り方について検討してまいります。

【原則４－１３（1）・（2）．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会および監査役会は、それぞれの役割・責務を実効的に果たす観点から、知識・経験・能力のバランスおよび多様性を考慮した構成としております。
監査役には、弁護士、公認会計士など財務・会計・法務に関する専門的知見を有する者が就任しており、監査役のうち1名は女性です。
今後は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上の観点から、経営戦略を踏まえ、取締役会全体として備えるべき知識・経験・能力等を特定するとともに、取締役会の構成のあり方について継続的に検討してまいります。
また当社は、財務・会計・法務に関する専門性を有する監査役を選任し、監査機能の充実を図っております。また、独立社外取締役については、専門的知見を活かした助言及び監督を受けております。
一方、現時点では、他社での経営経験を有する独立社外取締役は選任しておりません。今後は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の観点から、当社の事業内容、経営課題及び経営戦略等を踏まえ、他社での経営経験を有する者を含む適切な独立社外取締役候補者の選任について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載を行っております。

【原則1－1．株主との建設的な対話】
当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のような施策を実施する方針です。
（ⅰ）株主との対話全般については、建設的な対話が実現するように統括責任者を代表取締役社長が務め、グループ経営本部担当役員及びIR担当並びに総務グループが窓口となり適切に対応します。
（ⅱ）当社における株主との対話においては、経理・財務グループなどの関連部門と適宜連携を図ります。
（ⅲ）株主との対話については、機関投資家向け決算説明会を定期的に実施し、当社ウェブサイトでの情報開示等の対話手段の充実に取り組みます。また、株主の希望や面談の主な議題を踏まえ、合理的な範囲で適切な対応者を選定します。
（ⅳ）株主からの重要な意見や懸念を把握した場合、取締役会において適時適切にフィードバックを行い、当社グループの中長期的な事業展開等に積極的に活用します。
（ⅴ）株主との対話に際しては、ディスクロージャーポリシー及びインサイダー取引防止規程に従い重要情報を厳重に管理し、フェア・ディスクロージャーを徹底します。

【原則1－3．株主総会で相当数の反対があった会社提案議案】
当社では、現状、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案はございません。今後、そのような議案があった際には、取締役会において反対の理由や反対票が多くなった原因を分析し、当該分析を踏まえた対応を検討するとともに、必要に応じて株主に対し分析結果や対応状況等を説明いたします。

【原則1－4（1）・（3）・（4）政策保有株式】
当社は、政策保有株式について、中長期的な企業価値の向上や事業上の関係強化等の観点から、保有の合理性を判断しております。保有株式については、保有目的、保有に伴う便益やリスク、経済合理性等を踏まえ、取締役会において個別銘柄ごとに保有の適否を検証しております。また、その保有状況および検証内容について、有価証券報告書において開示しております。
当社株式を政策保有株式として保有する株主から売却等の意向が示された場合には、その意向を尊重し、取引関係の見直し等を示唆することにより売却等を妨げることはいたしません。また、株式売却等を理由として取引の縮減その他の不利益な取扱いを行うことはありません。
当社が政策保有株主との取引を行う場合には、取引の必要性及び経済合理性を十分に検討し、一般の取引先との取引と同様に適切な条件により実施しております。また、政策保有株主であることを理由として取引条件に差異を設けることはなく、当社及び株主共同の利益を害することのないよう適切に対応しております。

【原則2－4．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金基金制度を採用しておりません。従業員の資産形成のため、確定拠出年金制度を採用しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（1）企業理念につきましては、当社ウェブサイトで公表を行っております。経営戦略や経営計画につきましては、当社ウェブサイトに掲載の決算説明会資料において公表を行っております。
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、当社ウェブサイトにおきまして公表しております。
（3）当社は2026年5月21日開催の取締役会におきまして、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、報酬の決定方針及び決定手続については2026年6月23日公開の有価証券報告書に記載しております。
（4）取取締役候補の指名におきましては、当社の経営戦略・経営計画を遂行するために必要な知識・能力・経験・人格等を備える候補者を指名することとしております。また、監査役候補の指名におきましては、当社事業領域に関する知識及び企業経営に関する多様性等を総合的に検討し、候補者を指名することとしております。手続については、代表取締役社長が候補者案を作成の上、取締役会で候補者の指名を決議いたします。なお、監査役候補については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で候補者の指名を決議いたします。万が一、取締役及び監査役に法令違反その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会において、取締役及び監査役の解任について十分な審議を行った上で法令に沿った対応を行います。
（5）取締役・監査役候補者の個々の選任理由につきましては、定時株主総会招集通知に記載いたします。また、解任が発生する場合は都度、解任理由を株主総会招集通知で開示いたします。

【原則4－3（3）．取締役会の役割・責務III：経営陣・取締役に対する実効的な監督①】
当社と取締役との間の競業及び利益相反取引は、取締役会規程により取締役会の承認事項とし、合理性・妥当性等について審議・承認し、実行後は取締役会に報告します。

【原則4－11．独立社外取締役の独立性の確保】
当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の社外役員及び社外役員候補者が、当社グループへの所属歴、主要な取引関係、主要株主、監査法人、主要な借入先、多額の報酬・寄付、役員の相互就任、近親者関係その他一般株主との利益相反が生じるおそれのある事情のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性を有しているものと判断します。
・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）に所属する者、又は過去5年間に所属した者
・取引先の前年度連結売上高の3％以上を当社グループが占める取引先、若しくは当社の前年度連結売上高の3％以上を取引先が占める当該取引先に所属する者、又は過去5年間に所属した者
・当社の前年度期末の発行済株式総数10％以上を保有する個人、又は企業・団体に所属する者若しくは過去5年間に所属した者
・当社グループが前年度期末の発行済株式総数10％以上を保有する企業・団体に所属する者、又は過去5年間に所属した者
・当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者、又は過去5年間に所属した者
・事業年度末における当社グループの借入額が、当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2％を超える借入先及び借入先に所属する者、又は過去5年間に所属した者
・過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家である者（当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）、又は過去5年間であった者
・過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループから年間1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等、又は過去5年間であった者
・当社グループから取締役又は監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社、又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
・上記各号のいずれかに該当する者が、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員、又はそれらに準じる権限を有する者の場合、その2親等以内の親族

・その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

【原則４－13（３）．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会の実効性の分析・評価につきましては、年一回実施の上、その結果の概要について開示いたしております。

◆取締役会の実効性に関する評価結果の概要について（2026年６月23日開示）
［掲示アドレス］https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS70545/6662b38c/fe74/4000/a5aa/3620f8d8bfe9/140120260615570812.pdf

【原則４－15．取締役・監査役の研鑽】
当社は、取締役・監査役が必要な役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングについて継続して検討を行い、トレーニングの機会を提供する方針です。
特に社外役員の就任時においては、当社及びグループ会社の事業内容、財務状況、経営戦略等について社内講習会を開催し、当社グループに対する理解を深めることができるよう努めます。
また、全ての取締役・監査役に対し、就任後も継続して外部研修への参加や外部の専門家を講師とする研修の機会を設け、経営上必要な知識を習得できるよう、会社の費用負担により適切なトレーニングを継続的に実施いたします。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無	無し
アップデート日付	2026年6月23日

該当項目に関する説明

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、ROEを重要な指標の一つとして捉え、目標とする経営指標を「ROE（自己資本利益率）10.0%」と定めておりますが、2026年3月期においては目標値を上回る「ROE11.4%」を達成いたしました。
今後は、新たな目標経営指標として2027年３月期は「ROE12.0%」を掲げて、収益力の強化に加え、資本効率を高めることによりROEの維持・向上を図るとともに、 企業価値および株主価値の最大化に努め、2029年３月期には「ROE15.0%」を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
津吹　憲男	2,291,800	13.76
兼松エレクトロニクス株式会社	855,700	5.14
高千穂交易株式会社	855,700	5.14
サクサ株式会社	825,800	4.96
阿部　昭彦	764,800	4.59
楽天証券株式会社	584,300	3.51
株式会社ＳＢＩ証券	282,400	1.70
テリロジー社員持株会	198,900	1.19
丹野　泰男	182,600	1.10
フクイ　クニオ	150,000	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．【大株主の状況】につきましては、2026年９月30日時点の株式状況に基づき作成しております。
2．上記のほか、当社は自己株式459,200株を保有しております。
3．所有株式数の割合は自己株式459,200株を控除して計算しております。
4．所有株式数の割合は小数点第３位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾髙　雅美	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾髙　雅美	○	―――	尾髙雅美氏は、弁護士および会計士の専門的な観点から事業経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言いただく事を期待したためであります。 また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
当社は、金融商品取引法に基づく監査契約をUHY東京監査法人と締結しております。
監査役は、会計監査人の監査の時点及び監査結果の講評時点に情報交換や意見交換を行い、問題点がある場合は、その後改善状況をフォローしてまいります。なお、設立時の定款に基づき監査役会を設置しております。

監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、社長直属の内部監査部門として内部監査室を設け、専任者を配置しており、年間監査計画に基づき内部監査を実施します。
また、内部監査の結果について監査役、会計監査人との連携のもと、業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊東　孝	弁護士													
前田　公子	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東　孝	○	―――	伊東孝氏は、弁護士として法務に関する高度な専門知識を有しているのみならず、複数の事業会社における勤務経験を通じ、企業実務に対する深い理解を有しております。 また、他社における社外監査役および監査等委員取締役としての実務経験も豊富であり、企業経営の監督・監視に関する高い識見を十分に備えております。 同氏のこれらの豊富な経験と専門性は、当社のコンプライアンス体制の強化およびガバナンスの透明性向上に大きく寄与するものと判断いたしました。また、同氏は当証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した立場から、客観的かつ建設的な提言をいただけるものと期待し、独立役員として指定しております。
前田　公子	○	―――	前田公子氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。 同氏は、大手監査法人において製造業、出版業、エネルギー業、運輸業など多岐にわたる業種の会計監査や株式公開支援業務に従事し、企業の財務状況や内部統制に関する深い洞察を培ってまいりました。また、自ら公認会計士事務所を経営し、個人事業主から学校法人まで幅広いクライアントに対する助言・支援を行っており、専門家としての視点のみならず、経営者としての視点も兼ね備えております。 同氏のこれらの専門性と経験は、当社の財務報告の信頼性確保、および適正な会計処理に基づく経営の監督・監査において大きく寄与するものと判断いたしました。また、同氏は当証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場から、客観的かつ専門的な助言をいただけるものと期待し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と一部連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株主利益と連動する企業価値向上のインセンティブとなる株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う取締役会長及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストック・オプションについては、各事業年度の業績を踏まえ、毎年5月乃至6月開催の当社取締役会にて、募集新株予約権の総数、募集新株予約権と引換に払い込む金銭（当社から対象取締役に対する金銭報酬として相殺）、行使期間など募集事項を定めるものとします。
また、株式報酬型ストック・オプション支給の対象となる業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬型ストック・オプションのウェイトが高まる構成を基本とし、対象取締役に対する割当数については、あらかじめ定めた総数の範囲の中で、取締役会において決定します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」において、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を記載してまいります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を取締役会にて決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認してまいります。監査役の報酬については、経営に対する独立性確保の観点から、基本報酬のみとします。
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりとなります。

a. 基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と一部連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株主利益と連動する企業価値向上のインセンティブとなる株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う取締役会長及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c. 株式報酬型ストック・オプションの決定に関する方針(報酬等を与える時期、又は条件の決定に関する方針を含む。)
株式報酬型ストック・オプションについては、各事業年度の業績を踏まえ、毎年5月乃至6月開催の当社取締役会にて、募集新株予約権の総数、募集新株予約権と引換に払い込む金銭(当社から対象取締役に対する金銭報酬として相殺)、行使期間など募集事項を定めるものとします。

d. 金銭報酬の額、株式報酬型ストック・オプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
株式報酬型ストック・オプション支給の対象となる業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬型ストック・オプションのウェイトが高まる構成を基本とします。対象取締役に対する割当数については、あらかじめ定めた総数の範囲の中で、取締役会において決定します。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
上記b. の個人別の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬の枠内で、取締役会から授権された代表取締役社長が決定します。

f. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部門は設置しておりませんが、社外監査役につきましては、内部監査部門が連携を取りながら補佐する体制を整えております。
なお、社外監査役に対する情報伝達体制につきましては、主に常勤監査役を通じて行ってまいります。常勤監査役は、取締役会(月1回の定例取締役会及び臨時取締役会)には全て出席することを基本とし、さらにその他の社内の重要会議にも出席しており、情報を収集、分析する体制を整えております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会
当社の取締役会は、取締役5名（うち1名が社外取締役）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有します。経営の意思決定機関である取締役会は月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時の取締役会を開催し、機動的且つ迅速な意思決定を行ってまいります。

（2）経営会議
当社の経営方針、経営戦略、事業計画等に係る重要事項については事前に常勤役員並びに必要に応じ部門長からなる経営会議（毎週1回開催）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行ってまいります。

（3）監査役会･監査役
監査計画書を策定して計画的に監査を実施してまいります。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役の職務執行を監査し、会計監査を含む業務全般を監査する予定です。監査役3名は全ての取締役会に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっております。また、会計監査人との連携を密にし、監査結果の講評時には情報交換･意見交換を行ってまいります。

（4）内部監査室
内部監査業務は、社長直属の内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき監査を実施します。また、内部監査の結果について監査役、会計監査人との連携のもと業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与してまいります。

（5）会計監査人
当社は、金融商品取引法に基づく監査契約をUHY東京監査法人と締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

（6）役員報酬の決定方法等
取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会の決議によって報酬限度額を定めております。各役員の報酬金額については、取締役については取締役会から授権された代表取締役社長が決定し、監査役については監査役の協議により決定します。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定を行える体制と同時に、業務執行の状況が監督できる体制が重要と考えております。
また、当社の社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社との間に特別な利害関係がなく、企業経営、組織運営、財務及び会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営陣から独立した立場で取締役会等に出席することで、当社の取締役の業務執行の把握に努めてまいります。
社外監査役を含む監査役会については、内部監査部門、会計監査人と連携し、取締役の職務の執行を厳正に監督することにより、経営の透明性向上と客観性の確保が可能であると判断しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる「第一集中日」を避けた株主総会日の設定を実施します。
電磁的方法による議決権の行使	定時株主総会においてインターネットによる議決権行使を導入します。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ウェブサイトに掲載しております。 URL：https://www.terilogy-hd.com/ir/disclosure-policy/index.html	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期（11月）及び期末（5月）にオンラインでも視聴可能な決算説明会を開催し、代表取締役社長より、アナリスト･機関投資家の皆様に、決算内容や事業の概況並びに今後の中期的な事業展開等について説明いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信及び説明会資料等を開示後速やかにウェブサイトに掲載いたします。 URL：https://www.terilogy-hd.com/company/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当者として、グループ経営本部にIR担当を設置いたします。	
その他	国内機関投資家との個別ミーティングを随時実施いたします。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	主要子会社である株式会社テリロジーは2005年９月にISMSの認証を取得し、2007年３月に環境ISO14001の認証を取得し、現在も継続しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、今後も更なる充実を目指し、積極的な情報開示に努めるとともに、経営の透明性、客観性の確保と業務執行力の強化を図ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、会社法に基づき、取締役の職務及び会社業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を決定し、同時に関連する社内規程の整備を行っております。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業倫理を高める施策を講じるとともに、取締役会を定時はもとより必要に応じ随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督します。
取締役は他の取締役の重大な法令違反及びその他コンプライアンスに違反する重要な事実を発見した場合は、監査役及び取締役会に遅滞なく報告します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係る情報については、役員規程に基づき機密保持に留意し、正確かつ確実に保存･管理することとし、定められた範囲で閲覧可能な状態を維持することとします。
（2）情報の保存については保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存･管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理体制については、リスク管理規程及びリスク管理マニュアルを策定し、リスク対応並びに手順等を定め同規程に従ったリスク管理体制を整備します。
（2）当社はリスク管理を有効に行うためリスク管理委員会を設置し、当社グループの業務執行に係るリスクとしてリスク管理規程に掲げたリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備します。不測の事態が発生した場合には、迅速に対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を図り、損害の拡大を防止しこれを最小限に留めることとします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとします。
（2） 当社の経営方針、経営戦略、事業計画等に係る重要事項については事前に常勤役員等による経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとします。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定めます。代表取締役を委員長とするリスク管理委員会及び代表取締役直轄のコンプライアンス室において、コンプライアンスを含む内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、全社員を対象としてコンプライアンスについての研修を実施します。
(2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとします。
(3) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置します。
(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について外部通報受付機関を活用した社内通報制度を整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととします。
(5) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人として監査役が求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。同補助者の任命については監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定するものとします。
(2) 監査役補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては監査役会の同意を得るものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損失を与える事実、役職員の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、監査役に遅滞なく報告するものとします。
(2) 監査役は必要に応じいつでも取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとします。
(3) 監査役が、会計監査・内部監査人と連携・協力して監査を実施することを積極的に支援します。
(4) 監査役が、その職務遂行に当たって、必要と認めるときは、弁護士及び会計監査人等外部の専門家を活用することを積極的に支援します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業活動を実施するにあたり、法令を遵守し社会倫理に従って行動することを確認してゆくとともに、役員及び社員の基本的な行動規範を定めています。

1. 当社は、全役員・全社員が遵守すべき普遍的な規範として定めた「企業倫理憲章」及び「行動規範」において社会的正義や倫理観の重要性を明記し、社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力との関わりを一切持たないことを基本方針とします。

2. 反社会的勢力に対する対応については、コンプライアンス基本規程に基づき、総務グループを担当窓口として所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携のもと、情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備しています。

3. 全役員・全社員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまった時の対応についてはコンプライアンス基本規程・リスク管理規程に則り、担当窓口・リスク管理委員会を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しています。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針
当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則を厳守し、株主、投資家及びその他のステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行ってまいります。

2. 適時開示に係る責任者及び担当部署
当社は、情報開示に関する主幹部門をグループ経営本部としており、当社グループの各部門と密接な連携のもとに情報の把握に努めるとともに、把握した情報をとりまとめ、毎週1回開催する経営会議において情報開示担当役員に報告します。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況
(1)「決定事実に関する情報」
重要な決定事項については、毎月1回開催する取締役会において決定しており、必要に応じ臨時取締役会を開催し決定してまいります。決定事項の開示については、各部門からの事前の報告等に基づき、情報開示担当役員が関係者と協議のうえ、東京証券取引所の適時開示規則に従って開示の必要性を検討し、開示が必要と判断された場合、グループ経営本部 IR担当にて開示資料を作成し、取締役会で決議後、速やかに開示を行います。

(2)「発生事実に関する情報」
重要事実が発生した場合、情報は情報開示担当役員に伝達され、情報開示担当役員が関係者と東京証券取引所の適時開示規則に従って開示の必要性を検討してまいります。また、開示が必要な場合、取締役会の決議を経て、グループ経営本部 IR担当にて速やかに開示を行いますが、緊急を要する場合、迅速な開示を行うために情報開示担当役員が開示に関する決定を行います。

(3)「決算に関する情報」
決算に関する事項については、グループ経営本部 経理･財務グループが担当し、決算財務数値及び定性情報をとりまとめ、情報開示担当役員に報告、承認の後、監査役及び監査法人の承認を得て、取締役会で決定し、速やかに開示手続を行ってまいります。
以上の体制の下、提示情報の正確性及び適切性の維持向上に努めます。

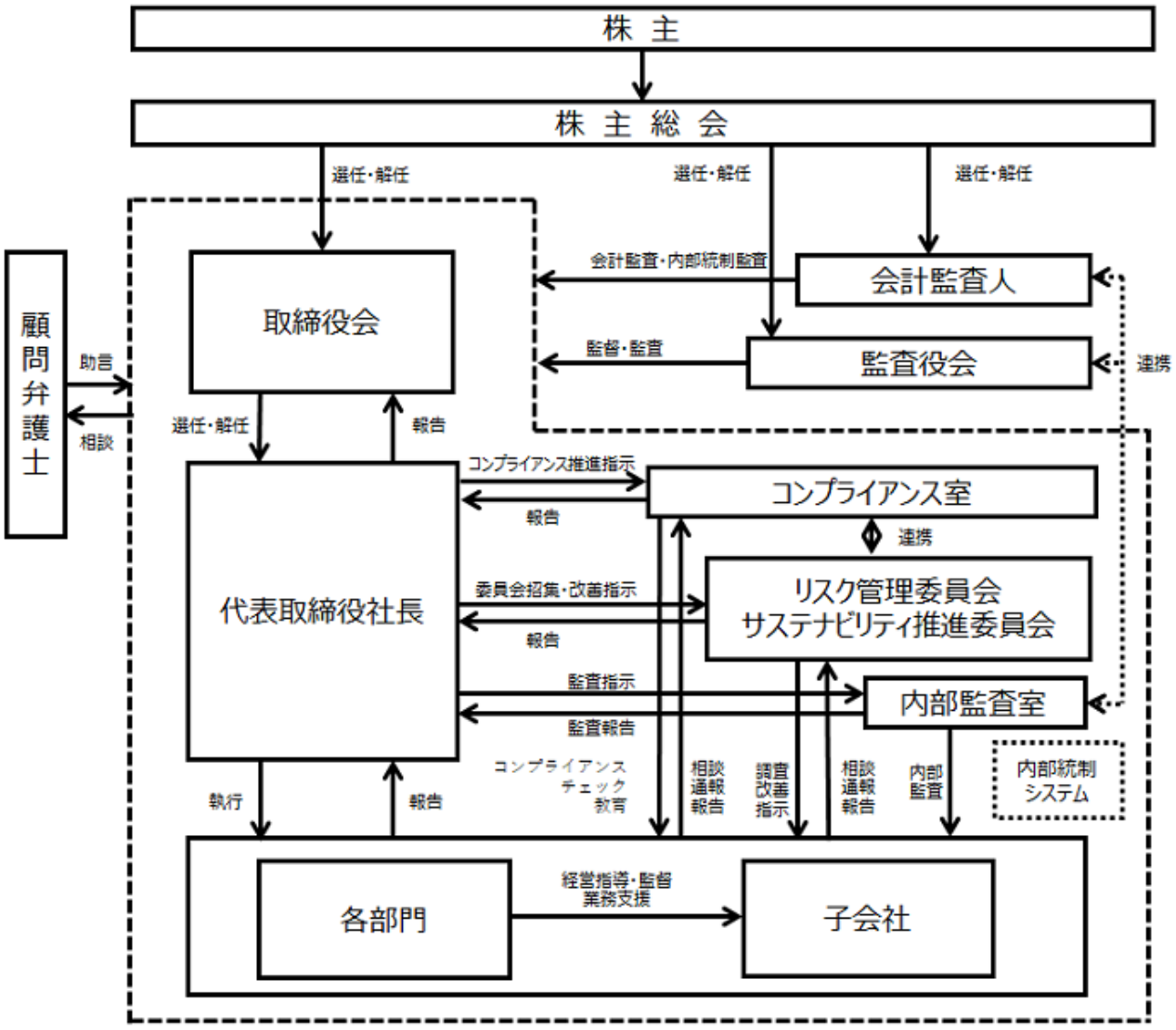

■ 適時開示体制の模式図

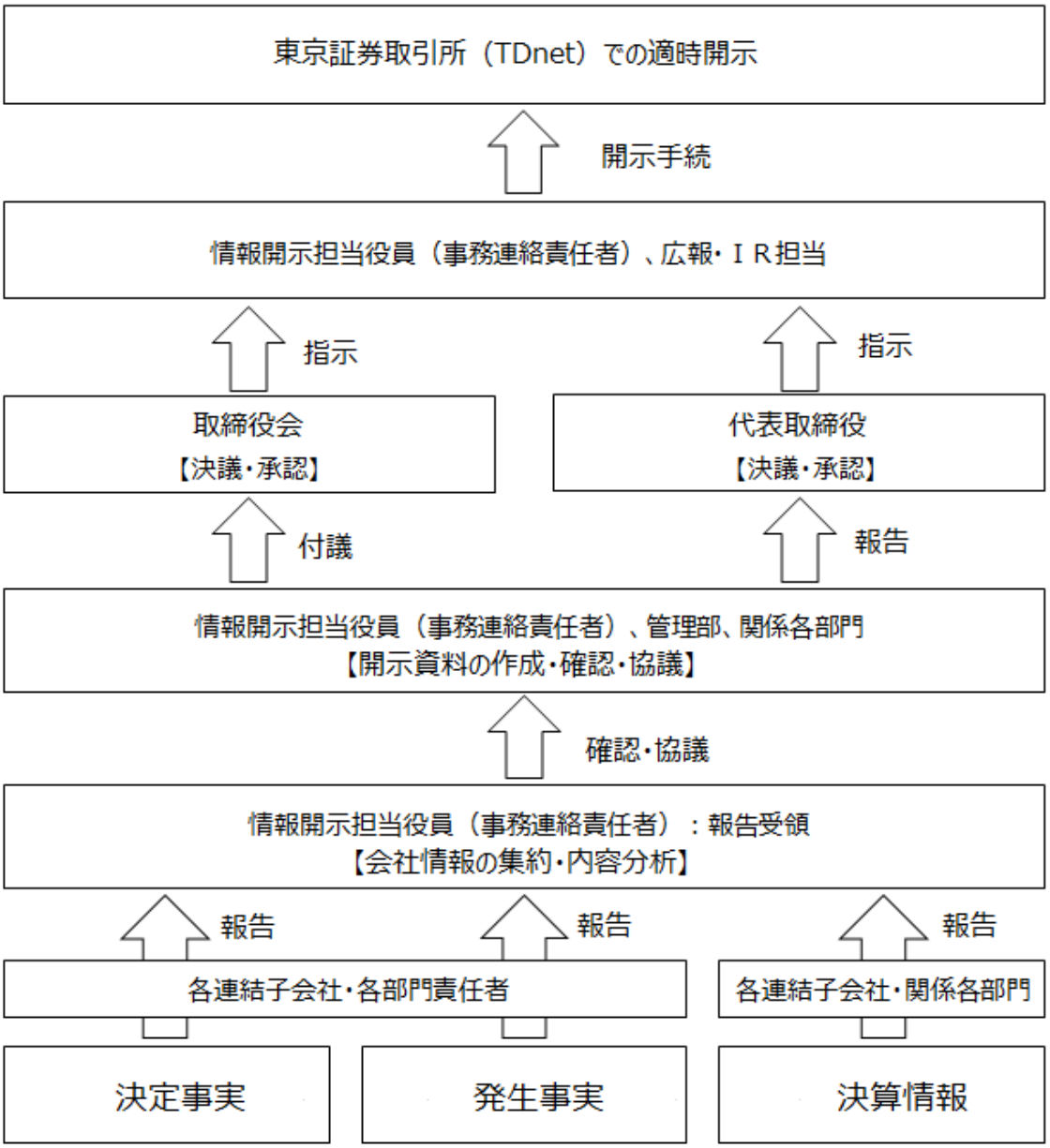
東京証券取引所（TDnet）での適時開示
開示手続
情報開示担当役員（事務連絡責任者）、広報・ＩＲ担当
指示
指示
取締役会
【決議・承認】
代表取締役
【決議・承認】
付議
報告
情報開示担当役員（事務連絡責任者）、管理部、関係各部門
【開示資料の作成・確認・協議】
確認・協議
情報開示担当役員（事務連絡責任者）：報告受領
【会社情報の集約・内容分析】
報告
報告
報告
各連結子会社・各部門責任者
各連結子会社・関係各部門
決定事実
発生事実
決算情報

（ご参考）取締役・監査役のスキル・マトリックス

氏名	役職	分野							
		企業経営	業界・製品知識	新製品発掘	DX・セキュリティ	海外事業	財務	M&A	内部統制・ガバナンス
阿部 昭彦	取締役相談役	●	●				●		●
鈴木　達	代表取締役社長 執行役員社長	●	●	●	●	●		●	
廣谷 慎吾	取締役副社長 執行役員副社長	●					●	●	●
甲賀　武	取締役 執行役員	●	●	●	●	●		●	
尾髙 雅美	社外取締役 独立役員	●					●		●
鈴木 禎宏	常勤監査役	●	●						●
伊東　孝	社外監査役 独立役員	●						●	●
前田 公子	社外監査役 独立役員						●	●	●